



福島医発第 1257 号 (地)
令和 2 年 7 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について (情報提供)

総務省による平成 30 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書につきましては、令和 2 年 1 月 17 日付 (福島医発第 2633 号 (地)) をもって、また、在宅使用が想定される人工呼吸器等に係る「使用上の注意」の改訂につきましては、令和 2 年 1 月 17 日付 (福島医発第 2635 号 (地)) をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、製造販売業者等から情報提供を受けた医療従事者が、患者又はその家族等に対し、日常使用における注意点について円滑に指導を行えるよう、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (以下「PMDA」という。) において、リーフレット「PMDA からの医療機器適正使用のお願い『在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんやそのご家族等の皆様へ』」が作成され、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より各都道府県等衛生主管部 (局) 宛に、また、同省老健局総務課認知症施策推進室等より各都道府県等介護保険担当主管部 (局) 宛に事務連絡が発出されるとともに、同医薬安全対策課、同認知症施策推進室等、同省医政局地域医療計画課在宅医療推進室より、日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下の関係医療機関への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本リーフレットにつきましては、以下の PMDA のホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【PMDA からの医療機器適正使用のお願い (患者向け)】

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0122.html>

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

(法安 46) (介 97)

令和 2 年 7 月 22 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 城守 国斗
常任理事 江澤 和彦
(公 印 省 略)

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）

総務省による平成 30 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書につきましては、令和元年 12 月 10 日付（法安 147）をもって、また、在宅使用が想定される人工呼吸器等に係る「使用上の注意」の改訂につきましては、令和元年 12 月 17 日付（法安 157）をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、製造販売業者等から情報提供を受けた医療従事者が、患者又はその家族等に対し、日常使用における注意点について円滑に指導を行えるよう、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、リーフレット「PMDA からの医療機器適正使用のお願い『在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんやそのご家族等の皆様へ』」が作成され、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に、また、同省老健局総務課認知症施策推進室等より各都道府県等介護保険担当主管部（局）宛に事務連絡が出されるとともに、同医薬安全対策課、同認知症施策推進室等、同省医政局地域医療計画課在宅医療推進室より、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の医療機関及び介護事業所等への周知協力方につき、ご高配賜りますようお願いいたします。

なお、本リーフレットにつきましては、以下の PMDA ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【PMDA からの医療機器適正使用のお願い（患者向け）】

<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0122.html>

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 10 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）

標記について、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主
管部（局）薬務主管課宛て事務連絡しましたので、御了知願います。

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 10 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）

各種の電波利用機器が発する電波による、在宅使用が想定される人工呼吸器等への影響に関する調査結果等については、「総務省による平成 30 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書について」（令和元年 11 月 22 日付け医政安発 1122 第 1 号、薬生安発 1122 第 1 号厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長、医薬・生活衛生局医薬安全対策課長連名通知）により、医療機関及び製造販売業者等への周知を依頼したところです。

また、この調査結果を踏まえ、在宅使用が想定される人工呼吸器等については、「在宅使用が想定される人工呼吸器等に係る「使用上の注意」の改訂について」（令和元年 11 月 22 日付け薬生機審発 1122 第 1 号、薬生安発 1122 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長連名通知）により、「使用上の注意」の改訂を人工呼吸器等の関連製造販売業者に対し指示したところです。

製造販売業者等から情報提供を受けた医療従事者から、患者又はその家族等への日常使用における注意点について、指導を円滑に行えるよう、今般、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）にて、別添のとおり「PMDA からの医療機器適正使用のお願い『在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんやその家族等の皆様へ』」としてリーフレットが作成されましたので、ご了知の上、貴管下医療機関及び関係事業者等へ周知方ご配慮願います。

なお、本リーフレットについては、以下の PMDA ホームページから入手可能であることを申し添えます。

U R L : <https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/devices/0122.html>

PMDAからの医療機器適正使用のお願い

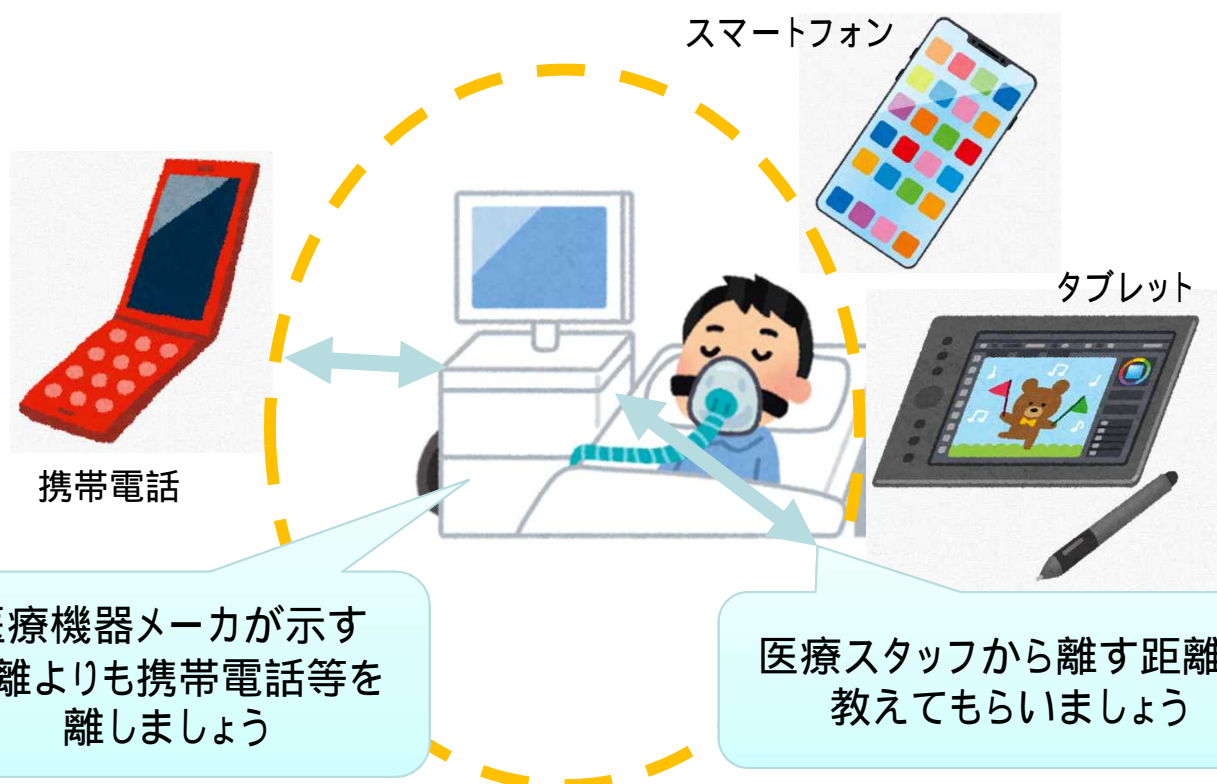
(独) 医薬品医療機器総合機構



2020年 7月

在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんや そのご家族等の皆様へ

- 総務省が実施した実験で携帯電話等(スマホ、タブレットを含む)から出る電波(Wi-Fi環境を除く)が、人工呼吸器等(成人用人工呼吸器や二相式気道陽圧ユニットを含む)の作動に影響を与えるおそれのあることが分かりました。
- 特に、在宅で人工呼吸器等を使用する場合、患者さんやご家族、ヘルパー等の身の回りの方も注意が必要です。
- 患者さんやご家族の携帯電話等の使用を制限するものではありませんが、電波の影響を減らすために、以下に注意しましょう。



使用中に普段と異なる人工呼吸器等の動作がありましたら、医療スタッフへ相談しましょう。

医療スタッフの皆様への留意点について

患者さんへの説明の前にお読みください

- このリーフレットの表面は、在宅において人工呼吸器等（成人用人工呼吸器や二相式気道陽圧ユニットを含む）を用いた治療を始める患者さんやその家族の方へ説明する時に、患者さんに見せながら使って頂くことを目的としたものです。
- 総務省による携帯電話の電波が医療機器に与える影響に関する検証
 - 総務省では、携帯電話端末（スマートフォン、タブレット等）から発せられる電波による、医療機器の動作への影響について検証実験を行っています。
 - 実験の結果、携帯電話端末を極めて接近させた際に、成人用人工呼吸器や二相式気道陽圧ユニットが、携帯電話端末からの電波の発射を、患者の自発呼吸であると誤って検知するといった事象が観察されました。（平成29年度・平成30年度）



URL : <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/index.htm>



この実験は、極端な状況を想定したもので、臨床現場で必ず再現されるというものではなく、臨床現場で同じ事象が実際に起きたという報告はありません。今回の実験を基に、患者さんや家族の携帯電話の利便を制限するものではありません。

- 携帯電話端末を人工呼吸器等から離す距離については、対象の医療機器の添付文書に以下のような記載があります。

[重要な基本的注意]

- ▲ 携帯電話端末等（スマートフォン、タブレット端末等を含む。）を〇m程度以内に近づけた場合、電波干渉を受け不具合が発生する可能性があるため、動作状況を注意深く確認すること。また、使用患者やその家族に対しては日常の観察を指導すること。[本製品は への適合を確認している。]

の部分には、JIS（日本産業規格）やIEC規格（国際電気標準会議規格）で定める規格名称が入ります。



添付文書に書いてある距離は、医療機器メーカーにおいて、JIS規格等を基に計算したものですので、以下を医療スタッフから患者や家族等の関係者に指導いただくようお願いいたします。

- ✓ 人工呼吸器等のメーカーが示す距離から離して携帯電話端末等を使用する
- ✓ 日ごろの動作状況の確認をする

- 携帯電話端末等の電波によるものと思われる人工呼吸器等の動作不良が生じた場合には、医療機器メーカーの担当者へご連絡頂きますよう、お願いします。

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 10 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各種の電波利用機器から発射される電波が、在宅での使用が想定される人工呼吸器等へ及ぼす影響に関する調査結果を踏まえ、先般、人工呼吸等の関連製造販売業者に対し、「使用上の注意」の改訂が指示されたところです。

今般、製造販売業者等から情報提供を受けた医療従事者から患者又はその家族等への日常の注意点の指導を円滑にできるよう、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、リーフレットとして、「PMDA からの医療機器適正使用のお願い『在宅にて人工呼吸器等を使用される患者さんやその家族等の皆様へ』」が取りまとめられ、家族や訪問介護員等も注意が必要とされており、このことについて、各都道府県衛生主管部（局）等宛に事務連絡が発出され、別添のとおり、各都道府県等介護保険担当主管部（局）宛に事務連絡を発出しましたので、御了知の上、関係者に対して周知をお願いします。

なお、本事務連絡は各担当部局からそれぞれの関係団体宛にお送りしており、複数の部局から届く場合がありますのでご了承ください。

【別紙】

「在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）」（令和2年7月10日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 0 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各種の電波利用機器から発射される電波が、在宅での使用が想定される人工呼吸器等へ及ぼす影響に関する調査結果を踏まえ、先般、人工呼吸器等の関連製造販売業者に対し、「使用上の注意」の改訂が指示されたところです。

今般、製造販売業者等から情報提供を受けた医療従事者から患者又はその家族等への日常の注意点の指導を円滑にできるよう、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、リーフレットとして、「PMDA からの医療機器適正使用のお願い『在宅にて人工呼吸器等を使用される患者さんやその家族等の皆様へ』」が取りまとめられ、家族や訪問介護員等も注意が必要とされております。

このことについて、別紙のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等宛に事務連絡が発出されましたので、貴管下の関係事業者への周知方お願いします。

【別紙】

「在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（情報提供）」（令和 2 年 7 月 10 日付厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 10 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
在 宅 医 療 推 進 室

在宅使用が想定される人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用時の
留意点に関する患者等向けリーフレットの発行について（周知依頼）

各種の電波利用機器が発する電波による、在宅使用が想定される人工呼吸器等への影響に関する調査結果を踏まえ、先般、人工呼吸器等の関連製造販売業者に対し、「使用上の注意」の改訂が指示されたところです。

今般、製造販売業者等から情報提供を受けた医療従事者から、患者又はその家族等への日常使用における注意点について、指導を円滑に行えるよう、別添のとおり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）が、「PMDAからの医療機器適正使用のお願い『在宅で人工呼吸器等を使用される患者さんやその家族等の皆様へ』」としてリーフレットを作成し、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より各都道府県衛生主管部（局）等宛てに事務連絡が発出されましたので、御了知の上、関係者に対して周知をお願いします。

なお、本事務連絡は各担当部局からそれぞれの関係団体宛にお送りしており、複数の部局から届く場合がありますのでご了承ください。